

(様式第13号)

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

県受付印

県受付印のスタンプ欄

年 月 日

市町村農業委員会受付印

市町村農業委員会受付印のスタンプ欄

高知県知事 濱田 省司 様

申請者

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。
なお、本件申請について、その審査に際し事務処理上必要がある場合には、関係機関に対する調査及び確認を行うことに同意します。

審査欄 (整理番号、班長、係員)

申請書本体 (1. 申請者の住所等, 2. 許可を受けようとする土地の所在等, 3. 転用計画, 4. 資金調達についての計画, 5. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要, 6. その他参考となるべき事項)

農業委員会経由 高知県指令 高農基第 号
上記農地の転用は許可します。
年 月 日
高知県知事 濱田 省司

(様式第13号)

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

高知県知事 濱田 省司 様

年 月 日

申請者

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

なお、本件申請について、その審査に際し事務処理上必要がある場合には、関係機関に対する調査及び確認を行うことに同意します。

1. 申請者の住所等	住 所							職 業			
	都道府県	郡市	町村	番地							
2. 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目 登記簿 現況	面積 ㎡	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別			
計		㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)									
3. 転用計画	用 途	事由の詳細……									
	(1) 転用の目的										
	(2) <input type="checkbox"/> 事業の作業期間又は 施設の利用期間	年 月 日 から 年間									
	(3) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	第 1 期		第 2 期				合 計			
工事計画	着工 年 月 日 ~ 年 月 日			着工 年 月 日 ~ 年 月 日							
	名称	棟数	建築面積	所用面積	名称	棟数	建築面積	所用面積	棟数	建築面積	所用面積
土地造成				㎡				㎡			㎡
建築物				㎡				㎡			㎡
工作物											
計											
4. 資金調達についての計画											
5. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要											
6. その他参考となるべき事項											

農業委員会経由

高知県指令

高農基第

号

上記農地の転用は許可します。

年 月 日

高 知 県 知 事 濱 田 省 司

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

農業委員会受付印

申請者

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。
なお、本件申請について、その審査に際し事務処理上必要がある場合には、関係機関に対する調査及び確認を行うことに同意します。

1. 申請者の住所等
2. 許可を受けようとする土地の所在等
3. 転用計画
4. 資金調達についての計画
5. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要
6. その他参考となるべき事項

農業委員会経由

高知県指令

高農基第

号

上記農地の転用は許可します。

年 月 日

高知県知事 濱田 省司

(記載要領)

- 1 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 6 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 7 行政書士法第19条の規定に基づき、行政書士又は行政書士法人でない者は、業として報酬を得て申請書等を作成する業務を行うことはできません。